イ　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）との対応窓口となること。

ウ　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、第一次審査資料の提出時において協力会社として明記すること。

エ　構成員の全部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。また、事業者の株主は、次の㋐及び㋑の要件を満たすこと。

㋐　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権を保有すること。

㋑　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ　入札参加者は、構成員それぞれが、１⑷１）から３）に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。

カ　参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

２）入札参加者及び協力会社の参加要件等

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

ウ　機構又は文部科学省（以下「文科省」という。）における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

エ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）ウ再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ　参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東海・北陸地区」において受けていないこと。

カ　機構が本事業について、本事業のアドバイザリー業務を委託した三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社、その協力会社であるジーアイピーコンサルティング株式会社及び弁護士法人御堂筋法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ　入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくはその協力会社又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

ク　入札説明書に定めるＰＦＩ事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう（上記カ、キについても同様）。

ケ　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

㋐　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

㋑　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ⅰ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

㈠会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。

㈡会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役。

㈢会社法第２条第15号に規定する社外取締役。

㈣会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

ⅱ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。

ⅲ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ）組合の理事。

ⅴ）その他業務を執行する者であって、ⅰ）からⅳ）までに掲げる者に準ずる者。

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

㋒　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記㋐又は㋑と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

コ　警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

サ　機構が発注した「瑞浪超深地層研究所研究坑道埋め戻し工事（仮称）実施設計」及び「瑞浪超深地層研究所研究坑道埋め戻し事業（仮称）に係る調整設計」に従事した企業である、北電総合設計株式会社又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。